

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第2の規則で定める事務) 第7条 [略] 2～12 [略] 13 条例別表第2第13号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号） <u>第2条第2項</u> の交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査 (2)～(4) [略] 14～31 [略]	(条例別表第2の規則で定める事務) 第7条 [略] 2～12 [略] 13 条例別表第2第13号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号） <u>第2条第3項</u> の交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査 (2)～(4) [略] 14～31 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。